

公認内部監査人



Certified
Internal
Auditor



公認内部監査人(CIA) Part I／第3回

※アビタスCIA本講座講義資料のため、MUFG CIA受験対策講座の実施回と異なります。

Part 1 コースシラバス

			ページ
第1回	Chapter 1	内部監査概論	2
			}
			28
第2回	Chapter 2	独立性と客観性	29
	Chapter 3	熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意	}
	3-1 ~ 3-4		60
第3回	Chapter 3	熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意	61
	3-5 ~ 3-7		}
	Chapter 4	品質のアシュアランスと改善のプログラム	88
第4回	Chapter 5	ガバナンス	89
			}
			112
第5回	Chapter 6	リスク・マネジメント	113
	6-1 ~ 6-8		}
			130
第6回	Chapter 6	リスク・マネジメント	131
	6-9 ~ 6-14		}
			148
第7回	Chapter 7	コントロール	149
	7-1 ~ 7-5		}
			165
第8回	Chapter 7	コントロール	166
	7-6 ~ 7-9		}
	Chapter 8	不正リスク	187

3-5 専門職としての正当な注意

専門職としての正当な注意

内部監査人に要求される正当な注意とは、全く過失のないことを意味するのではなく、合理的な注意と能力を意味する。従って、正当な注意の水準は、実施されている監査業務の複雑さによって異なる。



基準

「基準」1220：専門職としての正当な注意

2

内部監査人は、平均的にしてかつ十分な慎重さと能力を備える内部監査人に期待される注意を払い技能を適用しなければならない。専門職としての正当な注意とは、全く過失のないことを意味するものではない。

b) 正当な注意の水準

専門職としての正当な注意とは、平均的にして十分な注意と能力を意味し、全く過失がないことや傑出した遂行能力を意味するものではない。専門職としての正当な注意は、内部監査人に対して、合理的な範囲での検証および確認の実施を求めている(全ての取引について詳細なレビューを要請するものではない)。

したがって、内部監査人は、法令違反または不正行為がないという絶対的なアシュアランスを与えることはできない。しかしながら、内部監査人が内部監査の業務を担当する場合はいつでも、重要な不正行為または法令違反の可能性を念頭に置くべきである。

全ての取引や事象を監査する訳ではないから

Key Point

〈専門職としての正当な注意のまとめ〉

正当な注意として要請される水準	正当な注意を払うことが要請される例
• 平均的にしてかつ十分な慎重さと能力を備える内部監査人に期待される注意および技能の適用 • 合理的な範囲での検証および確認 • 重要な不正行為または法令違反の可能性を念頭に置いた監査業務の実施	• 不正、意図的な悪事、過失と失念、非効率性、浪費、非有効性および利害の衝突が発生している可能性 • 不正行為が発生する可能性が非常に高い状況および業務
正当な注意として要請されない水準	• 現金がらみの業務 • 購買プロセス
• 全く過失がないことや傑出した遂行能力 • 全ての取引についての詳細なレビュー • 法令違反または不正行為がないという絶対的なアシュアランス	



「基準」1220.A1；1220.A3

内部監査人は、以下の諸点に配慮して専門職としての正当な注意を払わなければならない。

- 個々のアシュアランス業務の目標を達成するために必要な業務(work)の範囲
- アシュアランスの手続の適用対象事項の相対的な、複雑性、重要性または重大性
- ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの妥当性と有効性
- 重大な誤謬、不正またはコンプライアンス違反の可能性
- 潜在的な便益と対比したアシュアランスのためのコスト(1220.A1)

内部監査人は、目標、業務または経営資源に影響を及ぼすおそれのある重大なリスクに注意しなければならない。しかし、専門職としての正当な注意を払ってアシュアランスの手続を実施した場合においても、その手続だけでは重大なリスクのすべてが識別されるということの保証にはならない。(1220.A3)

3-6 継続的な専門的能力の開発

継続的な専門教育の奨励

内部監査人は、継続的に専門的能力の開発に努めなければならない。内部監査人の国際資格であるCIAの取得は、自己研鑽として推奨されている。



「基準」1230：継続的な専門的能力の開発

内部監査人は、継続的な専門的能力の開発を通じて、「知識、技能およびその他の能力」を高めなければならない。

- a) 内部監査人は、内部監査人の能力を向上させ、内部監査人の専門的能力の開発を継続させるためには、次の2つの事項を含む内部監査人の職務要件をよく検討する。

- 1) 研修方針
- 2) 専門教育に係る要求事項で、内部監査人の、専門職、組織体、業界、およびあらゆる専門資格または専門領域に関するもの

加えて、内部監査人は、次の3つの事項からのフィードバックを考慮してもよい。

- 1) 最近の業務遂行状況のレビュー
- 2) 内部監査人が「専門職的实施の国際フレームワーク」(IPPF)の必須のガイダンスに適合しているかどうかの評価結果
- 3) IIAの「IIA内部監査の国際的能力フレームワーク」または類似のベンチマークに基づく自己評価の結果

- b) 個々の内部監査人は、「IIA 内部監査の国際的能力フレームワーク」のような自己評価ツールを、専門的能力の開発計画を策定する基礎として使用してもよい。内部監査人は、この計画についてCAEと協議する。

Key Point:

基準を満たすために内部監査人が必要とする
10コアコンピタンス

c) 専門的能力の開発の機会には、次の4つが含まれる。

- 1) コンファレンス、セミナー、研修プログラム、オンライン・コースおよびwebによるセミナー、自己学習プログラム、または集合研修コースへの参加
- 2) 調査プロジェクトの実施
- 3) 専門団体でのボランティア活動
- 4) IIAの公認内部監査人(CIA)のような専門資格の取得

また、特定の業界または専門性(例：データ分析、金融サービス、IT、税法、システム設計)に関係する継続的な専門的能力の開発は、このような専門分野における内部監査の仕事を向上させる可能性がある専門的能力の追加につながる場合がある。

〈継続的な専門的能力の開発のまとめ〉

原則(内部監査人の責任、義務)

- 自らの熟達した専門的能力をさらに高め維持するために、継続的な自己教育を行うこと
- 内部監査に関する基準、手続および監査技法に関する内容改訂や最新の動向について、精通していること
- 保有資格に応じた要件を充足するよう、十分な継続的な専門教育(CPE)を確保すること

資格取得に関わる <u>推奨事項</u>	継続的な専門教育(CPE)に関わる <u>推奨事項</u>
● CIA、その他内部監査に関連する専門的認証を得て、熟達した専門能力を証明すること ● 適切な資格を有していない内部監査人は、専門資格の取得のための教育プログラムへの参加や自己学習を行うこと	● 組織体に特有のガバナンス、リスクおよびコントロールの各プロセスに関して、専門的能力を維持するため、CPEを追求していくこと ● 専門分野の特別な監査およびコンサルティングの業務を実施する場合、特別なCPEに取り組むこと

3-7 コンサルティング業務における専門的能力と正当な注意

コンサルティング業務における熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意

「基準」では、1200において内部監査が熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって遂行されなければならない旨が規定されている。コンサルティング業務の「熟達した専門的能力」については「基準」1210.C1で、「専門職としての正当な注意」については「基準」1220.C1においてそれぞれ基準が定められている。

Key Point

基準

「基準」1210.C1 ; 1220.C1

個々のコンサルティング業務のすべてもしくはその一部を遂行するために必要な「知識、技能およびその他の能力」のいずれかを部門の内部監査人が欠く場合には、内部監査部門長はその個々の業務を辞退するか、または適切な助言と支援を得なければならない。(1210.C1)

外部専門家の利用

内部監査人は、個々のコンサルティング業務において、以下の諸点に配慮して専門職としての正当な注意を払わなければならない。

- 依頼部門のニーズと期待。これには個々のコンサルティング業務の、内容、実施時期および結果の伝達が含まれる。
 - 個々のコンサルティング業務の目標を達成するために必要な業務(work)の相対的な複雑性と範囲
 - 潜在的な便益と対比した個々のコンサルティング業務のためのコスト
- (1220.C1)

4-1 品質のアシュアランスと改善のプログラム

品質のアシュアランス・改善のプログラム

内部監査にも業務の品質を保証するシステムが必要である。「基準」では、1300で品質のアシュアランス・改善のプログラムについての総論を規定し、「基準」1310において、プログラムの要件についての基準を定めている。又、品質評価の手法として、「内部評価(1311)」「外部評価(1312)」についてそれぞれの基準を定め、「基準」1320にプログラムの報告に関わる基準を定めている。

QA&IP



「基準」1300：品質のアシュアランスと改善のプログラム

内部監査部門長は、内部監査部門を取り巻くすべての要素を網羅する、品質のアシュアランスと改善のプログラムを作成し維持しなければならない。



「基準」1310：品質のアシュアランスと改善のプログラムの要件

品質のアシュアランスと改善のプログラムには、内部評価と外部評価の両方を含めなければならない。

1311 P72～ 1312 P75～

本日の論点

- ◆ 1200: 専門職としての正当な注意
- ◆ 1300: QA&IP

Chapter 3

◎ 4, 5

Chapter 4

◎ 2, 3, 7

IIAシラバス

アビタステキスト

ドメイン I (15%)	➡	Chap I
ドメイン II (15%)	➡	Chap II
ドメイン III (18%)	➡	Chap III
ドメイン IV (7%)	➡	Chap IV
ドメイン V (35%)	➡	Chap V, VI, VII
ドメイン VI (10%)	➡	Chap VIII

講義スケジュール

CIA Part 1 学習範囲(予定)

第1回	2023/7/21(金)	Chapt 1 内部監査概論、Chapt2 独立性と客観性
第2回	2023/7/26(水)	Chapt 2 独立性と客観性(続き)、Chapt 3 専門的能力と正当な注意、Chapt 4 QA&IP
第3回	2023/7/27(木)	Chapt 5 ガバナンス、Chapt 6 リスクマネジメント
第4回	2023/8/4(金)	Chapt 7 コントロール、Chapt 8 不正